

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成24年度国民健康保険税のお知らせ

○国民健康保険税の納付対象者

国民健康保険税は、毎年4月1日現在で国民健康保険に加入している方の世帯に賦課されます。

世帯の国民健康保険加入者一人ひとりについて算出した税額の合計がその世帯の年税額となり、納税義務者となる世帯主あてに通知します。

世帯主が、社会保険などに加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納税義務者となります。

☆途中加入などの場合には早めの手続きを

世帯の中で異動（転入、転出、出産、死亡、社保加入など）があった場合には、月割で計算し直しますので、お早めに役場町民生活課窓口で手続きを行ってください。

○納期限

期別	納期限日	期別	納期限日
第1期	平成24年 7月31日(火)	第5期	平成24年 11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	平成25年 1月31日(木)
第4期	10月31日(水)	第8期	2月28日(木)

※年金特別徴収の場合は、年6回、年金から天引きされます。年金特別徴収の対象となる方は、国民健康保険の被保険者が（世帯主も含め）65歳～74歳だけの世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給している方が該当します。

※年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていただくことができます（手続きが必要です）。

○軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得金額	軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + 【24万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者数（いずれも世帯主を除く）以下】	5割
33万円 + 【35万×被保険者及び特定同一世帯所属者数】以下	2割

※軽減に該当する世帯については、当初課税時に軽減されていますので、申請する必要はありません。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。

○税額と税率

内 訳	医療分	支援分	介護分
①所得割額 (前年の総所得－基礎控除額33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額 (1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割額 (1世帯あたり) ※特定世帯は半額	23,000円	6,500円	6,500円
小計 (①～④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	51万円	14万円	12万円
合計⑧ (年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

【年間の保険税額（合計額⑧）÷8回（納付回数）＝1回分の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年間の保険税額（合計額⑧）÷6回（納付回数）＝1回分の納付額】となります。

※1,000円未満の端数処理のため第1期が多くなる場合があります。

※特定世帯とは、75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、単身となる世帯をいいます。

○納付場所

- 新岩手農協本所・各支所
- 岩手銀行本店・各支店
- みちのく銀行本店・各支店
- 役場税務会計課

※納付書による納付の他に、口座振替もご利用できます。

口座振替の申込みは、町内の各金融機関及び郵便局と役場税務会計課で手続きができますので、ご利用ください。

○正しい申告をしましょう

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得を基に決められますので正しい申告をしましょう。

申告をしないと、保険税の軽減が受けられないなど、加入者の不利益となることがあります。ただし、収入が公的年金だけの方は申告の必要はありません。

【問い合わせ先】
税務会計課課税グループ（☎46-4737）



花いっぱい運動コンクール参加者募集



第24回 花いっぱいビューティ軽米推進コンクール

花の美しさは、心にやすらぎを与え、豊かな人間形成に大きな役割を果たしています。

花づくりを通じて、「花と緑に包まれた町」を町民総参加のもとで創造しながら、ふれあいと思いやりのある地域づくりの輪を広げるため、生涯学習実践運動の一環として、地域、団体、学校、職場、家庭などを対象に花いっぱいコンクールを実施します。

皆さん、奮って参加くださるようご案内します。

●主催 軽米町

●募集部門

- ①地域花壇の部…町内会、老人クラブ、子ども会など
- ②学校花壇の部…幼稚園、保育園、児童館、小・中・高校
- ③家庭花壇の部…各家庭で栽培、管理している花壇など

●対象面積

花壇は、花木を含めておおむね10㎡（約3坪）以上であること。ただし、花壇をつくる場所がないところは、沿道もしくはフラワーボックスでも可能とします。

●応募方法

申込書に必要事項を記入の上、7月27日（金）までに役場・町民生活課までご提出ください。（申込書は町民生活課へご請求ください）

なお、花壇の写真資料の提出は必要ありません。

●審査

町が委嘱した審査員が、部門別に現地審査（8月に実施予定）を行い入賞者と表彰団体を決定します。

●表彰

入賞者等には、表彰式にて賞状と副賞を贈呈します。

表彰式日程は、後日改めてお知らせします。



【申し込み・問い合わせ先】

町民生活課・町民生活グループ

（☎46-4734 / FAX46-4242）

平成24年度 成人式のお知らせ

平成24年度軽米町成人式を8月15日（水）に行います。該当する方（軽米町在住者及び軽米町出身者で現在町外に在住している方）へは、往復はがきで出席のご案内をしますので、ご出席くださるようお願いいたします。

- 期 日 平成24年8月15日（水）
- 会 場 軽米町農村環境改善センター（役場隣）
- 該当者 平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方
- 日 程 9:00～9:50 … 受付
10:00～11:00 … 式典
11:00～11:30 … アトラクション
（アトラクション終了後、記念撮影を行います）



【連絡・問い合わせ先】町教育委員会事務局
生涯学習グループ（☎46-4744）

テーマ図書展『オリンピック』

7月31日（火）まで開催中！

7月25日から夏季オリンピックが開催されます。そこで、オリンピック選手や競技、開催地のイギリス・ロンドンに関する図書を展示、貸出します。

みんな集まれ～♪

7月のおはなし会「図書館ひろば」

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、折り紙遊びなどを行います。お誘い合わせてご参加ください。

- 日時 平成24年7月28日（土）午前10時から
- 会場 町立図書館となりの蔵
- 対象 幼児、小学校低学年

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）

洋野町の災害廃棄物（再資源化）を受け入れます ～ 一日も早い復興を！ ～

東日本大震災及び津波によって大量の災害廃棄物が発生しましたが、今回、洋野町の八木集積所の仮置き場で選別をした災害廃棄物の塩ビ類（塩ビ管、継ぎ手）を再資源化（リサイクル）することで効率的な処理の促進と資材としての有効活用を目的に次のとおり受け入れることになりました。

- ◎受入期間：平成24年7月13日～平成25年3月31日
 - ◎搬入業者：（株）ノブタ興業（洋野町種市37-1-10）
 - ◎処理施設：（有）軽米資源センター（軽米町大字高家12-22-7）
 - ◎種 類：災害廃棄物の塩ビ管・継ぎ手類
 - ◎数 量：概ね23トン（総量）
 - ◎搬出先：塩ビ製品の製造メーカー（塩化ビニル・継手協会）
- ※放射性物質等の安全性につきましては、洋野町から搬出する際に測定し、安全を確かめます。さらに、（有）軽米資源センターに搬入する際に、再度測定して安全を確かめます。

放射線受入れ基準値

放射性セシウム線量（セシウム-134とセシウム-137の合計値）で0.23マイクロシーベルト/時、以下に限ります。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町営住宅の入居者を募集します



○募集住宅

町営住宅名・所在地	規格	床面積等	家賃（月額）	形式
町営下新町住宅2号 (軽米町大字軽米11-5-1)	3K	52.39㎡ 昭和53年度建築	5,800円～ 8,600円 (4段階)	2連棟
町営新萩田住宅21号 (軽米町大字軽米2-25-1)	3DK	74.80㎡ 平成12年度建築	19,700円～ 29,400円 (4段階)	1戸建

※家賃の額については、入居する世帯の収入と扶養者等により異なります

○入居資格

- ①軽米町内に住所または勤務場所を有する者で、現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮していること
- ②入居しようとする世帯員の所得合算額が法令で定められた基準内であること
- ③町税・公共料金等に滞納がないこと
- ④申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと

＜所得の算定方法＞

(所得金額－扶養等控除) ÷ 12カ月＝月額所得（原則として158,000円以下）
※所得金額とは、世帯員（一人ずつ）の所得控除後の金額を合計した額

○入居時期

平成24年8月以降

○申し込み方法

関係書類をお渡ししますので役場・地域整備課にお越しください。申し込みには申請書類のほか所得証明書、住民票などが必要になります。

○募集期間

7月13日（金）～7月25日（水）
午前8時30分～午後5時まで

※土・日・祝日除く

☆入居希望者が多い場合には抽選となります
☆入居の際には、敷金の納付（家賃の3カ月分）や連帯保証人（2名）の所得証明書、印鑑登録証明書が必要となります

【申し込み・問い合わせ先】地域整備課
環境整備グループ（☎46-4741）

医療費助成の更新のお知らせ

＜乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について＞

現在、医療費助成を受けている方が使用している乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭の各医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

8月1日以降も、引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要となります。

更新手続きの受付は、下記の日程で行いますので、忘れずに手続きをするようお知らせします。

受付日・受付時間	受付会場
平成24年7月23日（月） 午前9時～午前11時30分	小軽米出張所
平成24年7月23日（月） 午後1時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成24年7月24日（火） 午前9時～午前11時30分	晴山出張所
平成24年7月24日（火） 午後1時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成24年7月25日（水） 午前9時～午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成24年7月26日（木） 午前9時～午後7時	役場隣・農村環境改善センター

★更新手続きに必要なものです。受付の際に提示してください。

- 1 印鑑・健康保険証・医療費受給者証（ピンク色の受給証）
- 2 医療費受給者証更新申請書（通知書に同封しています）
- 3 重度心身障害者の方は、それぞれ次のうち該当するものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳（1級又は2級）
 - ②障害基礎年金証書（1級）※手元がない場合は振込通知書
 - ③特別児童扶養手当証書（1級）
 - ④療育手帳（A）
- 4 所得証明書等を提出するよう通知のあった方は、**平成24年度所得・課税・扶養証明書（23年中の所得状況）**を持参してください

◎更新手続きをしないと、8月1日以降は医療費の給付が受けられなくなります。

◎受給期間内における過去の未請求の医療費がありましたら、町民生活課までご請求ください。

【問い合わせ先】町民生活課
医療費給付係（☎46-4734）内線111

寡婦等の方に対して 医療費の一部を給付します。

寡婦等家庭の健康保持と福祉の増進を図るため、寡婦等が診療を受けた場合、医療費の一部を給付します。該当する方は受給者証の交付を申請してください。

◎医療費の給付を受けることができる方

- ・寡婦のうち、69歳までの方
- ・児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になつた69歳までの方

※ただし次の方を除きます

- ◇本人の所得が150万円を超える方
- ◇生活保護を受けている方
- ◇世帯全体の所得が300万円以上の方
(別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含む。)
- ◇高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

◎給付の額：本人が負担すべき額に相当する額の2分の1

◎手続きの方法：加入保険証・印鑑をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。

【問い合わせ先】健康ふれあいセンター内
健康福祉課福祉グループ (☎46-4736)

高齢受給者証が更新されます

○70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の期限は7月31日です。8月1日からの新しい受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認ください。

○毎年、前年中の所得によって負担割合（1割または3割）の判定が行われます。平成23年中で所得に変動があった方は、負担割合が変わる可能性があります。

○8月1日以降は、医療機関の受付で新しい『国民健康保険高齢受給者証』と国民健康保険被保険者証を提示して下さい。

○期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして破棄するか、役場町民生活課窓口までお届け下さい。

○『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国保税の未納がない方は、医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。該当者には「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので、「保険証」、「国民健康保険高齢受給者証」と認印を持って町民生活課へ申請してください。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)

芸術文化研修視察 古都・平泉の『世界文化遺産』を学びましょう。

町文化協会主催の芸術文化研修視察を下記のとおり開催します。どなたでも参加できますので、ふるってお申し込みください。

- ★日時 平成24年7月24日(火)
午前8時から午後5時30分まで(役場集合・解散)
- ★行き先 平泉町 世界文化遺産(中尊寺・毛越寺など)
- ★参加費 おとな一人 3,500円(昼食、入場料等)
- ★申込期限 7月19日(木)

【申し込み・問い合わせ先】町立図書館 (☎46-4333)

簡易型放射線測定器の貸出しを行います

町では、町民の皆さんが身近な生活環境等の空間放射線量を把握するため、町が所有する簡易型放射線測定器の貸出しを行います。どうぞ、お気軽にご利用ください。



- 貸出する測定器
PA-1000 Radi (堀場製作所)
- 貸出対象者
・町内に住所を有する個人、団体、法人
(未成年者の個人の場合は保護者の同意が必要)
- 貸出期間
月曜日から金曜日(祝祭日及び12月29日から1月3日までの期間を除く)の2日間以内。
貸出し及び返却の時間は午前9時から午後4時まで。
- 貸出料
貸出料は無料です。

○申込
運転免許証、健康保険証など本人確認できる書類と印鑑を持参のうえ役場総務課でお申し込みください。

【問い合わせ先】総務課 総務グループ (☎46-4738)

策定委員を募集中!! ～一般廃棄物処理基本計画～

町では、ごみの減量化に取り組んでいますが、さらなる事業の推進のため一般廃棄物処理基本計画に向けて、町民の皆様からの御意見を幅広く反映していくことを目的に、計画策定に参画して下さる方を下記のとおり公募します。会議は平成25年3月まで2～3回予定しており、日中の開催になります。

- 1 募集人員 3名
- 2 対象 町内に住所を有する方で、平成24年4月1日現在で20歳以上の方
(会議議員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員、および常勤の町職員を除く)
- 3 任期 委嘱の日から25年3月まで
- 4 応募 役場町民生活課、両出張所に応募用紙がありますので、必要事項を記入の上申し込みください。
- 5 応募締切 平成24年7月24日(火)
- 6 選考方法 応募者の性別、年齢等を勘案の上決定します。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)